

陳情文書表

令和4年第2回神奈川県議会定例会

令和4年6月24日

陳情番号	114	付議年月日	4 . 6 . 20
件名	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨：</p> <p>中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。</p> <p>陳情の理由：</p> <p>中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出するということです。これは数量がおびただしい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。</p> <p>にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。（※1）</p> <p>中国の伝統的な気功修れん法である法輪功（※2）は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。</p> <p>(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植をあっ旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。</p> <p>(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。</p>			

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修れんしているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対してき然とした態度をとることは、我が国に禍^{わざわい}が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われまます。

(※1) 各種決議案

①欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7_TA(2013)0603)

(2013年12月12日可決)

②米国下院議員343号決議案 (2016年6月13日可決)

③英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

④欧州議会 中国共産党による生きている人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案

(2022年5月5日可決)

(※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修れん法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源でばく大な利益が得られる ②大弾圧により常時おびたしい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

陳情番号	115	付議年月日	4 . 6 . 20
件名	「動物取扱業者の選任 環境省令第六号 第九条法第二十二條第一項の変更」についての意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>令和2年に改正された上記変更を2年以前のものに戻す意見書を国に提出して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>上記項目が下記のように変更になりました。下線の部分が新しく加えられた箇所です。</p> <p>1) 種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、<u>営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期過程を修了していることを含む。）</u></p> <p>2) 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、<u>公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。</u></p> <p>この変更によってどのような弊害がでるか。</p> <p>1) 弊社の本部はオーストラリアです。私はオーストラリアのバークバスターズでトレーニングを2002年に受けてそのメソッドを日本に持ち帰り、日本で2003年より活動をしております。上記1)の日本の法に基づいた教育機関を卒業していないため、今まで認可されていた動物取扱業の許可がおりなければ廃業に追い込まれます。</p> <p>2) 弊社のメソッドはどの学校、どのトレーナーとも全く違うやり方をしているので上記2)の客観的な試験によって知識や技術があるとの証明ができません。</p> <p>3) 2003年に活動を始めてから日本で3千余の問題行動犬をお利口にしてきています（世界では150万匹）。その中の多くが「バークバスターズがダメならこの犬を処分します」「バークバスターズが5人目のトレーナーです」「もう17歳なので他のトレーナーにことごとく断られ</p>			

ました」の理由から弊社を訪れて下さいました。そのワンちゃんたちはみんなお利口になって、今は幸せな生活が送れています。この変更によって弊社がなくなると、ひどい問題行動犬（噛む、ひどくほえる）は対処ができなく処分されます。1歳以上のワンちゃんのトレーニングができる方はあまりいないため、1歳以上の問題行動があるワンちゃんは飼い主さんがずっと苦勞するだけでなく、ご近所とのトラブルに発展してしまいます。

- 4) 処分されるワンちゃんの数あまり減っていません。その中の多くが問題行動があるからとの理由で飼い主からの引き取りがほとんどを占めています。保護された犬に新しい飼い主を探すことは大事ですが、飼い主がワンちゃんを捨ててしまわないように問題行動をなくすことに重点をおくのが一番の近道なのです。問題行動犬が川上から流れてきます。それを川下で一生懸命に救っても、これからもずっと流れ続けます。これを止めなければいけません。それが私たちにはできません。

どうか、弊社が存続できますようにご助力くださいますようお願い申し上げます。

陳情番号	116-1	付議年月日	4.6.22
件名	教育現場への感染症対策緩和について周知を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>2020年から続く感染症対策は、子ども達へ身体的にも精神的にも大きな影響を与えています。現在マスク着用の不要な場面ではマスクを外すようにとの文科省からの通知が出たにもかかわらず現場では教師も子どももまだ外せていないことがほとんどです。熱中症の危険が増す今時期、健康被害がこれ以上広がらないよう感染症対策についての正しい知識を今一度教育現場に広報頂くことを求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2年以上の長きにわたり、教師や親から、または地域の方からの大人の指導が入ることで、外したくても自分の意志を貫くことができない子どもは多く、特に思春期の学生は今更顔全体を見せるのが恥ずかしいといった特有の感情が生まれてもいます。子どもたちの重症化リスクは低いこと、高齢者などリスクの高い人はワクチンを接種しているという現状の中、今だ、身体的距離の確保、マスク着用、手指の消毒などの対策は続いています。社会生活の基礎を身体で感じ学ぶ学生時代にあって、人の表情が乏しく会話もない集団生活は身体的にも精神発達にも多大なる悪影響を及ぼします。特にマスクは十分な酸素が脳に届かず頭痛や集中力の低下から学力低下への影響も懸念されます。習慣化してしまったこうした状況を早急に改善するためには、行政からの積極的な発信が必要不可欠です。今後も厚生労働省や文部科学省の方針に基づき、その時々に応じた感染症対策について、教育現場への周知をお願いします。</p>			

陳情番号	116-2	付議年月日	4.6.22
件名	教育現場への感染症対策緩和について周知を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>2020年から続く感染症対策は、子ども達へ身体的にも精神的にも大きな影響を与えています。現在マスク着用の不要な場面ではマスクを外すようにとの文科省からの通知が出たにもかかわらず現場では教師も子どももまだ外せていないことがほとんどです。熱中症の危険が増す今時期、健康被害がこれ以上広がらないよう感染症対策についての正しい知識を今一度教育現場に広報頂くことを求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2年以上の長きにわたり、教師や親から、または地域の方からの大人の指導が入ることで、外したくても自分の意志を貫くことができない子どもは多く、特に思春期の学生は今更顔全体を見せるのが恥ずかしいといった特有の感情が生まれてもいます。子どもたちの重症化リスクは低いこと、高齢者などリスクの高い人はワクチンを接種しているという現状の中、今だ、身体的距離の確保、マスク着用、手指の消毒などの対策は続いています。社会生活の基礎を身体で感じ学ぶ学生時代にあって、人の表情が乏しく会話もない集団生活は身体的にも精神発達にも多大なる悪影響を及ぼします。特にマスクは十分な酸素が脳に届かず頭痛や集中力の低下から学力低下への影響も懸念されます。習慣化してしまったこうした状況を早急に改善するためには、行政からの積極的な発信が必要不可欠です。今後も厚生労働省や文部科学省の方針に基づき、その時々に応じた感染症対策について、教育現場への周知をお願いします。</p>			

陳情番号	117	付議年月日	4 . 6 . 22
件名	「高等学校等就学支援金制度（公立）」の一律支給について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>所得制限を設けない「高等学校等就学支援金制度（公立）」の一律支給をお願いします</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>1966年に国連で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に則り、海外ではすでに多くの国が日本の高校に当たる後期中等教育を無償化していく中、日本もようやく「高等学校等就学支援金制度」がスタートし、大きな一歩を踏み出しました。</p> <p>しかし、親の経済力にかかわらず将来を担う子どもの学びを社会全体で支えるというすばらしい理念にもかかわらず、制度には所得制限があり、約2割の子育て家庭が除外されました。それと同時に、教育費がかさむ子育て世帯の税負担を減らす目的で作られた特定扶養控除が減額された結果、無償化対象外の世帯は逆に経済的負担が重くなり（多子世帯ではそれが何倍にも）、税負担の重さから子ども達^{たち}が経済的理由で私立高校への進学を諦めざるを得ない事態に陥り、保護者が大学進学資金を十分に用意することが難しくなる等、「全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会」とは程遠い状況が今現実起きています。</p> <p>具体的には：</p> <p>① 完全無償化対象外の世帯は授業料を今まで通り支払った上に特定扶養控除が63万円から38万円に減額されたため減額された分が課税所得にカウントされ住民税、所得税の税負担が上がり、「高等学校等就学支援金制度」は実質的な狙い撃ち増税になりました</p> <p>② 民主党政権の時に15歳以下の年少扶養控除が廃止され、児童手当（特例給付）へ切り替わりました。しかし、それも所得制限で減額され、2022年10月からは一部廃止されます。そのため、特定の世帯は全ての子育て支援の給付から除外されることになり、15歳以下は扶養控除もないため子供の数だけ経済的負担が何倍にも増す結果となりました</p> <p>③ 高校無償化のスタートに合わせて私立高校の授業料が軒並み値上がりし経済的負担が重くなり、子どもの高校進学の見込みが狭まれ、大学進学資金の捻出にも影響が出ています</p> <p>④ また、大学に進学する際の奨学金にさえ所得制限があり、申請すらできません</p> <p>憂慮すべきは経済的負担だけではなく、親の経済力による授業料支払いの有無で生徒間</p>			

の関係に無用の亀裂が生まれたり、子育て家庭間の分断まで生まれたりしています。経済的弱者の家庭の子どもたちが教育を受ける権利を保障することに異論はありませんし、むしろそうすべきだと思っております。しかし、国際連合児童基金UNICEFの掲げる「子どもの権利条約」に明記されているように子どもの権利は平等であるべきです。子ども自身を権利の主体として捉えた制度設計をしないと、支援の対象から除外された子どもたちが一番の被害者になります。

今後少ない人口で社会保障を支えていくためには質の高い教育で国民全体の所得を上げるための努力が必要だと思いますが、所得制限は子ども達が質の高い教育を受ける権利まで奪ってしまいます。所得制限がもたらすのは支援から外された線引きライン付近の中間所得層が経済的負担から第2子、第3子を望めなくなる出生率の低下と子どもたちが背負う必要のない借金を国によって背負わされ、社会に出ても返済に追われて結婚も子どもを持つことも望めなくなることによる勤労意欲の減退、そして更なる少子化社会です。

どのような家庭環境で生まれた子どもでも日本の将来を支える大事な存在であることに違いはありません。社会保障の給付を支える子どもたちへの将来投資は十分回収できる費用対効果の高い投資です。超少子高齢化社会の今だからこそ「その家庭の子ども」という考え方から脱却し、「社会の子ども」としての分かち合いが必要ではないでしょうか。子育て・教育の支援対象から除外された中間所得層の子ども達を置き去りにせず、どうか政治の力で平等に教育を受ける権利を与えて頂けませんでしょうか。

神奈川県は全国に先立って実施した県独自の支援制度や条例の実績がたくさんあります。まずは、ここ神奈川で率先して所得制限のない高校無償化の一律支給を実現し、子育て支援における選別主義から普遍主義へ転換した全国の規範となるような「神奈川モデル」を作って頂けませんでしょうか。

何卒よろしくお願とぞいいたします。

陳情番号	118	付議年月日	4. 6. 22
件名	子供（小・中・高）の健全な成長、発達のために教育活動における制限の緩和を求めることについての陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p>1 5月24日文科科学省から「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」より登下校及び学校においての具体的なマスク着用の考え方が提示されました。日本においてマスクは任意でありマスク着用の選択は子ども及び保護者にあります。県の教育委員会及び各市町村教育委員会に対し、学校現場に適切なマスク着用の考え方を改めて周知するよう指導して下さい。</p> <p>2 マスクをしない、出来ない子がマスクを着用している先生、児童、生徒からのマスク着用を促す言動等によりその同調圧力に苦しんでいる児童、生徒達<small>たち</small>がいます。文科科学省の衛生管理マニュアルにおいては、児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・ひぼう中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要としています。健康上の理由だけでなく思想上などの理由でもマスクをしないことによって学校の現場で先生及び他の児童、生徒より差別、偏見、圧力、ひぼう中傷やいじめが生じることのない様、徹底指導をして下さい。</p> <p>3 学校の昼食においては、文科科学省の衛生管理マニュアルに準じて、食事場面の留意事項を改めて指導してください。</p> <p>陳情の理由</p> <p>コロナ禍と言われてから3年目に入り、これまで県民は行動の自粛など様々な制限を受けたことで日常生活などに大きな影響を受けてきました。大人の規定が緩和されている傾向にもかかわらず、子供は未だに過度な感染症対策の中にいます。</p> <p>世界はマスクを外している状況の中、日本は大人も子供も外せない状況であり、熱中症やその他身体的弊害（長期着用により、酸欠による脳機能障害、ウイルス規制による感染症への危険度増加、コミュニケーション能力の減退など）及び精神疾患が大変懸念されます。子供達が外せない「社交不安症」や「醜形恐怖症」などこれからの日本の将来を担う子供達の心身が病んでいる現状が起きています。私達大人が、直ぐにでもこの状況をストップさせなければいけない状況です。コミュニケーションが十分に取れないことによって精神的弊害及び、人権侵害が起きているという状況です。</p> <p>子ども達は大人が思っている以上に大きな負担を感じております。神奈川県議会議員の皆さま、何卒どうぞよろしくお願い致します。</p>			

陳情番号	119	付議年月日	4.6.22
件名	県立茅ヶ崎北陵高等学校の早期移転の陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>老朽化した校舎の建替えが計画された県立茅ヶ崎北陵高等学校(茅ヶ崎市下寺尾)の敷地内に、2002年の発掘調査で歴史的に貴重な官衙遺跡が発見されて、建替え計画が移転計画に変わり、2006年から仮設校舎での授業が始まって既に16年の歳月が流れました。</p> <p>この間、移転先の市内・市外をめぐって茅ヶ崎市議会の方針が揺れる中で、市内の候補地とされる茅ヶ崎市北部地域(市街化調整区域)では、住民の高齢化が進むとともに、後継者のない非耕作地がリサイクル業者の作業場や資材置場等に転用され、教育・住環境が急速に悪化しています。</p> <p>この状況を憂慮して、私たち地域住民は、富士山を望む緑豊かな相模丘陵の南端に、県の将来を託す人材育成の要となる同校の移転を機として、2015年に国の史跡に指定された下寺尾官衙遺跡群の整備・観光活用も併せ、茅ヶ崎市北部を市の教育文化の副拠点とし、広域防災にも資する市中心部から北部に向かう軸に沿っての地域展望の構築をする^{ため}に県立茅ヶ崎北陵高等学校の早期移転を、切に陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>茅ヶ崎市北部地域では、北陵高校の校舎移転計画が滞る一方で、官衙遺跡群の整備・公開・活用計画も進まず、教育文化の2大プロジェクトが全く停滞して、個人レベルでは地域の未来図を描くこともできません。次世代が居住選択できない市街化調整区域では、住民の超高齢化が進み、後継者がいない農業従事者は土地を持て余し、農地がリサイクル作業場・資材置場等に転用されて、住環境が劣化し、新規転入者を阻むという負の連鎖が生じています。小出地区の小出小学校・北陽中学校周辺は、子ども達の通学に危険とさえ感じられる道路になってきています。</p> <p>神奈川県茅ヶ崎市都市計画開発及び保全の方針(平成28年11月)では、茅ヶ崎市北部地域の市街地像を、自然環境と良好な住宅地が共生するまち、みどりと共生した都市機能を持つまち、ニューライフ&カルチャーを支援するみどり豊かな湘南の里、などと唱^{うた}っていますが、現場には全く反映されていないというのが実感です。県知事・県議会は一刻も早く茅ヶ崎北陵高校の当地への移転を実現し、住民が誇りと希望を持って暮らせる地域の未来像=教育と文化のビジョンの実像を示していただきたく思います。</p> <p>日本国憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重</p>			

重を必要とする。」とあります。茅ヶ崎市北部地域の住民は、北陵高校の移転という公共の福祉を待つ間、幸福追求の権利を閉ざされてきたと感じています。

昭和40～50年代に、茅ヶ崎市北部開発という希望に満ちた巨大プロジェクト（いつしか立ち消えましたが）に惹かれて転入し、地域を支えてきた世代が既に80歳を超え、世代交代の大波を迎えています。何卒、神奈川県とぞのリーダーシップにより、一刻も早い北陵高校移転問題の解決を契機として、この地域の展望を開いていただきたく、ここに住民の署名を添えて、陳情いたします。

陳情番号	120	付議年月日	4 . 6 . 22
件名	動物虐待行為者への行政権限の行使についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県行政は環境省・動物虐待等に関する対応ガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄に積極的に働きかけることと、行政権限を直ちに行使することを有権者として強く求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 神奈川県内において、第二種動物取扱業の届け出をしている動物愛護団体が動物愛護管理法第44条違反虐待の容疑で刑事告発・受理をされ、神奈川県警が家宅捜査に入り100頭を超える犬猫が押収され、現在検察官へ送致されています。 事件番号：令和4年検第1569号、1570号</p> <p>(2) 神奈川県動物センターは、現に動物虐待が行われている事実を動画で確認をしています。</p> <p>(3) 環境省・動物虐待に関する対応ガイドライン（以下「ガイドライン」とします）において、違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、捜査機関等の対応が継続中であることを理由に行政処分を留保することは不相当としています。</p> <p>(4) ガイドラインにおいては、違反行為に対して公訴が提起されているにもかかわらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反するとしています（ガイドライン70頁）。</p> <p>(5) ガイドラインにおいては、動物が虐待者により飼養されていた場合、行為者が所有権を放棄するよう積極的に働きかけることとしています（ガイドライン70頁）。</p> <p>(6) ガイドラインにおいて、動物虐待事案の発生を未然に防止することは行政の重要な役割としています（ガイドライン21頁等）。神奈川県動物愛護センターにおいては、法により、動物虐待を未然に防ぐ権限が与えられています。</p> <p>(7) 神奈川県動物愛護センターは、当該団体代表者が動物への暴行を「しつけ」と正当化した段階で、暴行自体は自認していることや、虐待行為、虐待者、場所等を特定できる動画で事実を確認しながら書面による勧告、命令等を行っていないとすれば、ガイドラインが危惧した動物愛護法の趣旨に反した結果が生じる蓋然性が、現時点においても高いということになります。神奈川県行政はガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄を積極的に働きかけ、直ちに行政権限の行使を求めます。</p>			